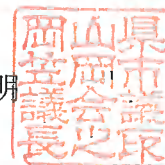


令和 2年 9月 28日

笠岡市長 小林 嘉文 様

笠岡市議会

議長 藤 井 義 明



議員発言に対する撤回等の申し入れについて

この度の9月定例市議会の会期中に行われた、議員の一般質問の中での発言に対して、市長より発言の撤回等を求める申し入れをいただきましたが、次のとおり、議会としての意見及び申し入れをいたします。

記

市議会における議員の発言に際しては、一定の規律のもとで、言論の自由が最大限に保証されなければならない、このことは、民主的な議会政治を行ううえで、厳守されるべきことであり、日本国憲法第21条第1項により、言論や表現の自由が保障されていることから明らかです。

国会議員においては、日本国憲法第51条により、言論の自由が保障され、免責特権が与えられております。地方議員と国会議員を同列に論ずる訳ではありませんが、この度の市議会における言論の自由は、こうした考え方に準じるものと考えます。

今回、撤回を求められた議員の発言については、市議会での一般質問を行う過程で必要な事項として発言したものであり、発言の撤回を要するものとは考えておりません。

この度の議員への度重なる発言撤回の申し入れは、市議会における議員の自由な発言を制約することにつながりかねず、民主的な議会政治に逆行するものであり、極めて残念なことと言わざるを得ません。

今後は、議会における発言の意義を再認識いただき、議会における言論を尊重し、建設的な意見が活発に交わされる議会となりますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。